

川根本町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、川根本町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約を次のとおり変更するものとする。

川根本町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

川根本町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約（平成17年藤枝市告示第254-2号）の一部を次のように変更する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。